

(3)保存管理計画

①個別構成要素に係る保存管理計画の概要

妻籠宿保存地区の保存管理計画 昭和51年9月4日に全国最初の重要伝統的建造物群保存地区として選定された妻籠宿保存地区は、「南木曾町妻籠宿保存地区保存計画」（昭和51年6月1日告示、平成15年10月1日告示）により保存管理されている。妻籠宿保存地区は「宿場景観地区」「街道景観地区」「在郷景観地区」「自然景観地区」に分けて、それぞれの特性を生かして保存されている。

「宿場景観地区」は恋野・下町・中町・上町・寺下・尾又の建物が連続する宿中心部からなり、約800軒にわたり約140棟の建物が町並みを形成している。建物は木造真壁・平入り形式の二階建てで、正面は差物と梁による出梁技法を用いているものが多い。正面外観の一階は格子・蓐戸、二階は格子又は雨戸、屋根は切妻造り形式で板葺（石置）・鉄板葺又は瓦葺となっている。外壁は下見板張り一部土壁、軒先にはせき板・木製雨樋をつけている。戸口・正面柱間装置は、入り口は大戸又は格子戸、その他は格子・雨戸又は蓐戸からなっている。「街道景観地区」はかつての立場茶屋や間の宿があった渡島・大妻籠・下り谷・一石桁の中山道沿いの建物からなっており、建物の形態は宿場景観地区とほぼ同じである。「在郷景観地区」は、妻籠宿周辺部の家屋と、それに付属する田畑によって形成されており、農家風の建物が多い。木造二階建て切妻形式が多く、外壁は下見板張り、板壁、一部漆喰仕上げも見られる。保存地区の保存は、これら建造物を保存するとともに、地割りの現状維持並びに宿場の歴史的風致の形成を主体としている。保存地区内には伝統的建造物が206件あり、これらを保存するとともに、それ以外の建造物は伝統的建造物に準じて修景を行うものとしている。「自然景観地区」は麓の向こうの重要な景観として、中山道から見えるほぼ全域を保存地区に含めている。

馬籠宿とその周辺の保存管理計画 馬籠宿とその周辺は昭和56年8月17日に「長野県自然環境保全条例」に基づき、妻籠宿馬籠宿郷土環境保全地域に指定され、越県合併後も岐阜県に引き継がれ「馬籠緑地環境保全計画」（平成17年2月23日告示）により保存が計られている。中津川市では平成19年7月1日に「中津川市景観条例」を施行し、中山道全線を「中山道沿線景観区域」とし、峠地区、馬籠宿地区、新茶屋地区、落合石畳地区を景観計画重点区域に指定し、更にきめ細かい保存管理を実施している。景観計画重点区域内では、中山道に面した建物の位置、高さ、形態意匠、色彩、素材等を制限し、全体の景観の維持保全を計っている。中山道の石畳が約800軒続く落合石畳地区では、周辺の景観を保護するため工作物の建設を制限し、両側20軒の樹木の伐採を禁止している。

重要文化財林家住宅の保存管理計画 妻籠宿脇本陣林家住宅（屋号…奥谷）は、平成13年6月15日に重要文化財に指定された。明治10年(1877)の建築で主屋の庇、土蔵の屋根や壁の傷みが目立つが、修理計画に基づいて順次修理を実施していく予定である。

中山道の保存管理計画 南木曾町内の中山道（歴史の道）は、昭和53年度から56年度にかけて、全国で最初に整備事業が実施された。昭和62年10月5日には全長約20kmの内8.5kmが国史跡に指定され、以降現在に至るまで連続して国・県の補助事業が実施され、木橋や棧道の修理、災害箇所への復旧などが行われている。中津川市内には東西約20kmに及び中山道が貫いており、昭和63年度から整備事業が実施された。近日中には落合宿から馬籠宿までの4.5kmが国史跡に指定されることになっている。

②資産全体の包括的な保存管理計画の概要

妻籠宿保存条例による保存管理計画 妻籠宿は「南木曾町妻籠宿保存地区保存計画」（昭和51年6月1日告示、平成15年10月1日告示）により保存管理されている。妻籠宿保存地区は、宿場・街道・在郷・自然の4景観地区に分類され、その合計は1245.4㍍にも及び全国で最大であるが、保存地区内では建物の新・増改築はもとより修理・修繕、さらには木竹の伐採^{ほくちく}に至るまで現状変更行為申請が必要とされている。

中津川市景観条例による保存管理計画 馬籠宿周辺の山なみ景観と田園集落景観の保全地域319.24㍍は、「馬籠緑地環境保全地区」（平成17年2月23日告示）として保存が計られている。加えて峠地区、馬籠宿地区、新茶屋地区、落合石畳地区の景観計画重点区域は、「中津川市景観計画」（平成19年7月1日告示）により保存管理されている。重点区域内では、建造物や工作物等の建築や改築、色彩の変更、周辺の樹木の伐採時には届出が必要で、「中津川市景観審議会」が現状変更申請の受理、審議、指導を行っている。

住民主体の町並み保存 妻籠宿保存の第一の担い手は、「売らない」「貸さない」「壊さない」の三原則と保存優先の原理を掲げた「妻籠宿を守る住民憲章」（昭和46年7月25日宣言）が象徴的に示しているように妻籠の住民である。町では現状変更行為申請書提出窓口を妻籠の住民組織である「妻籠を愛する会」とし、申請書の受理や事務処理を行っていただいている。また「妻籠を愛する会」内の「統制委員会」に申請内容の第一段階の審議を委託し、住民主体の町並み保存を進めている。

馬籠宿はわが国近代文学の巨匠島崎藤村の生誕地である。その藤村の故郷としての景観を守るため土地、建物を「売らない」「貸さない」ことを原則とした『中山道神坂地区保存に関する決議』が、昭和47年4月13日に地域住民によって行われた。また決議の内容を発展強化させる目的で「心につながるふるさと景観形成住民協定書」が平成14年7月10日に長野県によって認定され、建造物、広告物、緑化について規制するとともに、住民主体の景観保存活動をさらに促している。

現状変更行為申請手続き 「南木曾町妻籠宿保存地区保存計画」（昭和51年6月1日告示、平成15年10月1日告示）によって妻籠宿は保存管理されているが、具体的には宿場・街道・在郷・自然の4景観地区内のすべての行為が、現状変更行為申請書の提出・許可という手続きによってコントロールされている。馬籠宿もその保存地域内における行為は、中津川市景観審議会によって管理されている。

中山道の保存管理計画 中山道の保存管理の原則は、可能な限り往時の形態を維持することにあるが、今後とも近世交通システムを具現する重要な文化財として、整備を進めていくものである。中山道（歴史の道）の保存管理計画は、現在国・県の指導のもとに、長期的な視野に基づいて策定中である。

景観保存に関する協議会の設置 わが国にとって貴重な「妻籠宿・馬籠宿と中山道」の景観について、関係する長野県・岐阜県・南木曾町・中津川市でもって保存に関する協議会を設置し、その保全に努めるものとする。

③資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要

妻籠宿自然景観地区の保全措置 妻籠宿保存地区内の「自然景観地区」は、「南木曾町妻籠宿保存地区保存計画」（昭和51年6月1日告示、平成15年10月1日告示）に、中山道沿いから眺望出来る妻籠地区内の山や川、道路・建造物等によって形成される景観であると定義されている。これは、妻籠宿の保存は単に宿内の建造物だけでなく麓の向こうに見える自然をも保存することにあるとする『妻籠宿を守る住民憲章』（昭和46年7月25日宣言）の考え方を受けたものである。つまり資産と一体をなす周辺環境の範囲は、妻籠宿にあっては「自然景観地区」として、周辺ではなくまさに資産そのものに含まれているのである。

馬籠宿周辺の自然環境保全措置 「中津川市景観計画」（平成19年7月1日告示）では、山なみ及び山々の眺望を守り、美しい河川や田園集落景観を守り、街道の景観を守り育てる景観形成方針を打ち出すとともに、中山道沿線の自然景観や眺望景観を保全する施策を講ずることとしている。さらに馬籠宿周辺の自然環境保全地域は、「心につながるふるさと景観形成住民協定書」（平成14年7月10日認定）、岐阜県の「馬籠緑地環境保全計画」（平成17年2月23日告示）によって、街道から見える周辺の緑地帯を、景観が阻害される開発行為や建造物・工作物の設置を制限することで保全している。

中山道の保全措置 与川から落合宿に至る中山道（歴史の道）は、その多くが国史跡に指定されていて、歴史の道整備事業で保全措置が取られている。街道の周辺には在郷としての良好な山村景観が残されているので、特に与川地区については「南木曾町景観条例」を制定して、歴史の道のおおむね東側200m、西側400mを「与川山村景観形成地区」として保全措置を講ずる計画である。

近代化遺産・桃介橋 中山道が三留野宿^{みどの}に入る手前の木曾川には、大正11年(1922)9月に大同電力社長福沢桃介^{ももすけ}（諭吉の女婿）によって架橋された全長247m、幅2.7mの木製補剛吊橋「桃介橋」が復原保存されている。桃介橋が架橋される以前の木曾川は船か^{いかだ}筏で渡るしか方法はなく、木曾川は交通の大きな障害となっていた。それを解消したのが水力発電所建設のための工事用の橋として架橋された桃介橋であった。近世から近代への飛躍の象徴ともいえる桃介橋は、平成6年12月27日に国の重要文化財（近代化遺産）に指定された。またその一帯には旧御料局妻籠出張所（県宝）、福沢桃介記念館^{てんぱく}、天白のつつじ群落（町天然記念物）の文化財が集中している。町ではこれらの中山道沿いから見える重要な景観を、資産と一体をなす周辺環境の一部として「南木曾町景観条例」を制定して「桃介橋景観形成地区」として保全措置を講ずる計画である。

周辺環境の保全措置 中山道（歴史の道）の沿線からは、東に木曾山脈、西に飛騨山脈、南に恵那山の雄大な景観が眺望できる。これらの山々のほとんどは国有林で保安林に指定され、伐採する際には林野庁と地元市町村の間で協議がなされ、景観の保護が計られている。また南木曾岳・伊勢山・恵那山など、長野県や岐阜県の自然保護条例で指定されている区域も多い。里山は民有林だが、伐採する際の施業範囲は狭く、林相の再生能力も高いため、景観への影響は少ない。